# 「モリゾー」「キッコロ」 キャラクター等無償使用権許諾の基準と手続きについて



# **MLC**

モリコロライセンスセンター(窓口)

〒103-0015

東京都中央区日本橋箱崎町 41 番 12 号 KDX 箱崎ビル 6 階

Tel: 03-3663-2500 Fax: 03-3663-2301

一般財団法人地球産業文化研究所

#### はじめに

愛・地球博の公式マスコットキャラクター「モリゾー」「キッコロ」や名称ロゴタイプ、(以下「キャラクター等」といいます。) は博覧会の認知を高めるために色々な場面で使用されてきました。愛・地球博閉幕後は、その理念継承・発展に資するものについて一般財団法人地球産業文化研究所(財団法人 2005 年日本国際博覧会協会より権利を継承。以下「GISPRI」といいます。) が許諾したものに限り官公庁・団体等での無償使用を認めています。

モリゾー・キッコロのキャラクター等の使用については、GISPRI モリコロライセンスセンター(以下「MLC」といいます。)の許諾が必要です。

キャラクター等を使用する場合は、事前に必ずMLCに使用申請をし、許諾を得てください。許諾が得られないまま使用した場合、ただちに使用を中止していただきます。尚、使用を中止した場合に発生する損害及び費用について、GISPRIは負担しません。

この趣旨をご理解いただき、愛・地球博の理念の継承・発展にご協力いただきますようお願い申し上げます。

# 1 無償使用権許諾の基準について

キャラクター等無償使用に関する申請については、GISPRI内に審査委員会を設置し、使用目的や方法等につき許諾基準との整合性を審査いたします。審査にあたっての基準は以下の通りとします。

#### (1) 許諾基準

- 1) 使用する活動・事業が、愛・地球博の理念継承・発展に関連する次のいずれかの内容であること。
  - ・青少年への環境教育プログラム
  - ・自然再生・環境保護のための活動
  - ・その他環境問題に関する意識啓発事業
  - ・愛・地球博の開催を記念する事業
- 2) 無償で使用できる者は以下であること。
  - ・国、地方自治体、学校法人及び公益法人等が非営利事業に使用する場合
  - ・新聞、雑誌、テレビ等報道機関が報道目的に使用する場合
- 3) その他無償とすることが適切であると GISPRI が認める場合

# (2) 次の各号のいずれかに該当する場合は許諾をしません。

- 1) 愛・地球博の理念継承・発展に資すると認められない場合
- 2) 使用目的が明らかでない場合
- 3) 特定の政治、思想、宗教等の活動の目的に利用されるおそれがある場合
- 4) 特定の個人、団体等の売名に利用されるおそれがある場合
- 5) 不当な利益をあげるために利用されるおそれがある場合
- 6) キャラクター等を『デザインマニュアル』に従わずに使用する場合
- 7) キャラクター等を使用する媒体等の頒布先が明らかでない場合
- 8) 法令や公序良俗に反するおそれがある場合
- 9) その他、GISPRI がキャラクター等の使用について不適切と認める場合

# 2 マスコットキャラクター・名称・名称ロゴタイプ の種類について

ます。マニュアルについてはHPからダウンロードをしてください。

無償で使用できる主なキャラクター等を以下の表に示します。 また、以下のキャラクター等の使用方法は、『デザインマニュアル (無償)』に規定しており

# キャラクター等

マスコットキャラクター

キャラクター名称ロゴタイプ



モリゾー キッコロ Morizo Kiccoro

# 名 称

『モリゾー』

[Morizo]

『キッコロ』

[Kiccoro]

※「モリコロ」等の短縮名はお使い頂けません。

# 3 申請受付期間

申請受付期間は、使用日が月の前半の場合は前々月1日から前々月15日まで、 使用日が月の後半の場合は前々月16日から前々月末日までとします。 原則として申請受付期間外の受付は行いません。

# 4 許諾手続きについて

以下の手順に従ってキャラクター等無償使用権許諾の手続きを行います。尚、申請に要した 費用等について、GISPRI は負担しません。また、提出を受けた書類は返却いたしませんので、 予めご了承下さい。

#### (1)申請手順

#### 1) 申請書類をMLCに提出

- ・「モリゾー・キッコロ <キャラクター等>無償使用申請書」
- ・企画資料 (開催イベント等でキャラクター等を使用する内容の詳細が記載された書面)
- ・キャラクター等を使用する団体等の概要書(パンフレットでも結構です。)
- ※全ての使用媒体を申請書に記入してください。

申請後、内容に変更(追加・中止等)が発生した場合はMLCへご連絡ください。

#### 2) 使用権許諾審査

MLCは、受け付けた上記申請を、GISPRI内に設置する『「愛・地球博」キャラクター等使用許諾審査委員会』にて審査いたします。

※申請受付期間終了後、10日を目安に審査結果をご連絡いたします。

#### 3) 「モリゾー・キッコロ <キャラクター等>無償使用許諾書」の交付

## 4) デザイン案の提出

『デザインマニュアル』に従ってデザイン案(様式自由)を作成しMLCに提出してください。

『デザインマニュアル』はMLCホームページ(ダウンロード)をご確認ください。

#### 5) デザイン確認

MLCは、デザイン案が適切であるかどうかの確認を行います。

※MLCから修正を求められた場合は、修正後のデザイン案を再度提出してください。

また、デザインのレイアウトによっては、使用許諾が取り消しとなる場合があります。

#### 6) 使用媒体の完成品をMLCに提出

使用媒体毎に完成品を1部MLCに提出してください。 提出が不可能なものについては写真等でも構いません。

# (2)使用内容変更について

使用内容に変更が生じた場合は必ず事前にMLCにご相談頂き、承認を得てください。 【変更例】

- ◆ 使用期間の変更
- ◆ 数量の追加
- ◆ デザイン等の変更
- ◆ 使用媒体の追加・作成中止